

個人住民税の定額減税が実施されます

令和6年度分の町民税・県民税(個人住民税)において、定額減税が実施されます。

㊦令和6年度の町民税・県民税(個人住民税)に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者
※納税者本人が非課税である場合や均等割のみ課税される場合は対象になりません。

▷減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

▷実施方法

【給与所得に係る特別徴収(給与所得者)】

令和6年6月分は徴収されず、**定額減税「後」**の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均されます。

※定額減税が適用されない人については、通常の徴収方法のため、令和6年6月分が徴収されます。

【普通徴収(事業所得者など)】

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。

【公的年金などに係る所得に係る特別徴収(年金所得者)】

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

▷その他

減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄などに記載があります。

定額減税は、住宅ローン控除や寄付金税額控除など、すべての控除が行われた後の所得割額から減税されます。減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。対象者には8月下旬以降に通知予定です。



◀給付金の詳細
内閣官房ホームページ
「新たな経済に向けた給付金・定額減税一本措置」



◀所得税(国税)の定額減税の詳細
国税庁ホームページ
「定額減税特設サイト」



▲実施方法の詳細
は町ホームページ
をご確認ください

㊦税務住民課町民税グループ ☎820-5603

令和6年度熊野町物価高騰対応重点支援給付金を支給します

物価高騰の影響を踏まえ、令和6年度から新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を対象に1世帯あたり10万円、また、その世帯員に扶養されている子ども1人あたり5万円(子ども加算分)を支給します。

▷対象者(※)

6月3日時点で町に住民登録があり、次の条件を満たす世帯

①世帯全員が令和6年度住民税非課税者で構成されている

②世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税者で構成されている

③令和6年度住民税非課税者と住民税均等割のみ課税者で構成されている

◆次の世帯は対象になりません

・「令和5年度熊野町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加支給分)」の支給対象となった世帯

・「熊野町物価高騰対応重点支援給付金」の支給対象となった世帯

・他市町において、同様の給付金の支給対象となった世帯

・住民税均等割が課税されている人の扶養親族など(地方税法上の扶養親族(16歳未満の人を含む)、青色申告専従者、事業専従者)のみからなる世帯

・租税条約により住民税均等割が課されていない人がある世帯

▷手続方法

対象となる世帯に対しては、7月下旬に役場から確認書が送付されますので、振込先の口座の通帳の写し、本人確認書類の写しを添えて役場へ提出してください。

㊦社会福祉課 ☎820-5614

○住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯分

【支給額】1世帯あたり10万円

※令和5年12月2日以降に転入者がいる世帯については別途申請が必要です。

○子ども加算分

★左の(※)の条件を満たしかつ、令和6年度より新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯員に扶養されている平成18年4月2日から令和6年9月30日までに出生した子どもがいる世帯が対象となります。

※同一世帯に住民登録はあるが、施設に入所している子どもなど対象にならない場合があります。

【支給額】子ども1人あたり5万円

※6月4日以降に出生した人がいる世帯については別途申請が必要です。

国民健康保険税の納税通知書・後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します

国民健康保険税

令和6年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に世帯主(納税義務者)あてに送付します。

■令和6年度の税率など

区分	基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分
所得割	6.96%	2.19%	1.85%
均等割	32,900円	10,400円	10,000円
平等割	23,700円	7,500円	6,800円
課税限度額(1世帯あたり)	650,000円	240,000円	170,000円

※介護納付金課税分は、40歳以上65歳未満の人が対象

非自発的失業者などの軽減についての相談

倒産、解雇、雇い止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の退職者は、国民健康保険税が軽減されます。詳しくは税務住民課までご相談ください。

㊦税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

後期高齢者医療保険料

令和6年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。

■令和6年度年間保険料(限度額80万円)

均等割額
49,621円

+

所得割額
所得割率9.63%

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

㊦税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
広島県後期高齢者医療広域連合 ☎502-3010

今年の筆まつりは
9月22日だリン♪

筆まつりは「秋分の日」に
開催されるリン♪

くまのふで娘を募集しています♪

筆まつり実行委員会では、『くまのふで娘』を募集しています。

▷募集概要

【募集人数】2名以内

【応募資格】令和6年9月22日時点で、満18歳以上の女性(高校生除く)かつ、町内在住者または町内事業所勤務者
※筆まつりおよび町内外の行事などに家族と勤務先の理解を得て参加できる人



【活動期間】第90回筆まつり(9月22日)～第92回筆まつり(令和8年9月23日)の2年間

【景 品】10万円分の商品券 ※第92回筆まつり終了後に支給

【選考方法】1次審査:書類審査(7月下旬結果発送)
2次審査:面接審査(8月上旬実施予定)

㊦7月12日(金)まで ※当日消印有効

本人または推薦者が申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した全身写真(サービス版程度)を1枚添えてお申し込みください。推薦の場合は、本人の了解を得てください。

※申込書については、下記までお問い合わせください。

㊦筆まつり実行委員会(熊野町商工会内) ☎854-0216

筆まつり実行委員会
公式Instagram
はこちら▼



(産業観光課)